

# 機械設備一般競争入札公募

## 機械設備一般競争入札公告

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の規定に基づき公告する。なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であり、かつ令和2年度予算を令和3年度予算への繰越承認手続き中のため、予算の交付がなされない場合や繰越が承認されない場合には本公告はこの限りではなく、中止する場合もありうる。交付決定及び繰越承認が確定次第、その旨通知する。

令和 3年3月19日

静岡県掛川市板沢510-3  
丸山製茶株式会社  
代表取締役 丸山 勝久

### 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量 輸出向け施設整備事業機械設置工事一式
- (2) 購入物品の特質等 お茶の製造に必要な異物除去設備、及び茶焙煎設備
- (3) 納入期限 令和3年4月20日
- (4) 納入場所 静岡県掛川市板沢523-1
- (5) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、農林水産用機械器具の営業種目について、競争入札参加資格を有する者であること、又は直近5か年に於いて茶加工施設の請負工事実績がある者。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

### 3 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、「入札参加資格確認申請書」、「指名競争契約に係る指名停止等に関する申立書」、「静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格を有することを証した書類の写し」または「茶加工施設の請負工事実績表（直近5か年）」、「応札物品仕様書」、「納入確約書」（以下、これらを「提出資料等」という。）を、令和3年3月23日（火）16時までに指定場所に提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

なお、期限までに提出資料等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### 4 提出資料等の提出場所及び担当部局

〒436-0016

静岡県掛川市板沢510-3

丸山製茶株式会社

電話番号 0537-24-5600（担当：山下）

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

### 5 入札執行の日時及び場所

日時 令和3年3月25日10時

場所 丸山製茶株式会社会議室（ラボ2階）

### 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 詳細は入札説明書による。

## 物品の購入に係る入札説明書

この入札説明書は、物品の購入及び製造請負について、丸山製茶株式会社が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

### 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

### 2 入札参加者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、農林水産用機械器具の営業種目について、競争入札参加資格を有する者であること、又は直近5か年に於いて茶加工施設の請負工事実績がある者。

(2) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

(3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(4) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案等を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。

(3) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式1号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、別記2に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、郵送による入札は認めない。

ア 入札金額

イ 入札年月日

ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）

オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、別紙様式による委任状を持参させなければならない。  
入札書は、封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年3月25日開札 丸山製茶株式会社 輸出向け施設整備事業機械設置工事の入札書在中」と記載しなければならない。

- (4) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含めるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等物品であると判断し、かつ迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (8) 入札の日時及び場所は、別記2のとおり。
- (10) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所で行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

#### 4 入札保証金及び契約保証金 免除する。

#### 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (9) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

#### 6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。

- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 9 入札者に求められる義務

- (1) 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、「入札参加資格確認申請書」、「静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格を有することを証した書類の写し」または「茶加工施設の請負工事実績表（直近5か年）」、「応札物品仕様書」、「納入確約書」（以下、これらを「提出資料等」という。）を、別記1の(6)の期日までに提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。  
なお、期限までに提出資料等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から当該物品の内容について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

## 10 その他の必要な事項

本件調達に関するの照会先は別記3のとおりとする。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- |                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| (1) 調達物品名及び納入数量     | 仕様書のとおり                            |
| (2) 調達物品の規格、品質、性能等  | 仕様書のとおり                            |
| (3) 調達物品に関わる条件等     | 仕様書のとおり                            |
| (4) 納入期限            | 仕様書のとおり                            |
| (5) 納入場所            | 仕様書のとおり                            |
| (6) 提出資料の受領期限及び提出場所 |                                    |
| ア 受領期限              | 令和 3年3月23日（火）16時まで                 |
| イ 提出場所              | 郵便番号 436-0016<br>所在地 静岡県掛川市板沢510-3 |

機 関 名 丸山製茶株式会社

電話番号 0537-24-5600

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（最終日は午後1時まで）とする。

2 入札の日時及び場所

- (1) 入札、開札の日時 令和 3年 3月 25日（火）10時
- (2) 入札、開札の場所 丸山製茶株式会社会議室（ラボ2階）

3 本件調達に関する照会先

郵便番号 〒436-0016  
所在地 静岡県掛川市板沢510-3  
機 関 名 丸山製茶株式会社  
電話番号 0537-24-5600（担当：山下）

## 物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入契約及び製造請負契約について、静岡県が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書、図面及び見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書、図面及び見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第5条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第6条 入札書は、様式第1号により作成し、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名の通知（以下「指名通知」という。）に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- 3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札辞退)

第7条 指名通知を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、別紙様式により理由を記入した「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が2人に満たない場合には、入札の執行を取りやめる。

- 2 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、物品の製造請負の場合において、特に必要と認められてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加させることができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱へ投函すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により、再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、くじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、様式第2号により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失なう。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、様式第3号に掲げる事項を記載した請書を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)



第19条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。  
ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年静岡県  
条例第18号）に定める契約については、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

（入札保証金の返還）

第20条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、  
落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

（契約保証金）

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければなら  
ない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要し  
ない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（異議の申立）

第22条 入札した者は、入札後、この心得書、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式につい  
ての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）

第23条 この規定は、随意契約について準用する。

附則 この心得は、昭和54年3月15日から施行する。

附則 この心得は、昭和57年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成元年7月15日から施行する。

附則 この心得は、平成9年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成11年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成12年12月1日から施行する。

附則 この心得は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成15年10月1日から施行する。

附則 この心得は、平成16年7月1日から施行する。

附則 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成21年1月5日から施行する。

附則

- 1 この心得は、平成21年4月1日から施行する。ただし、様式第3号（その3）の改正（第7条第2  
項の改正を除く）、様式第3号（その4）を削る改正、様式第3号（その5）の改正（第10条第2項  
の改正を除く）、様式第4号の改正、様式第4号（その2）、様式第4号（その3）、様式第4号（そ  
の4）を加える改正は、平成21年5月1日から施行する。

- 2 平成21年4月1日から様式第3号（その4）を削る改正の施行の日の前までの間、同様式第8条  
第2項中「年3.7パーセント」とあるのは「年3.6パーセント」と読み替えるものとする。

附則 この心得は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この心得は、平成23年9月1日から施行する。

附則 この心得は、平成25年4月1日から適用する。

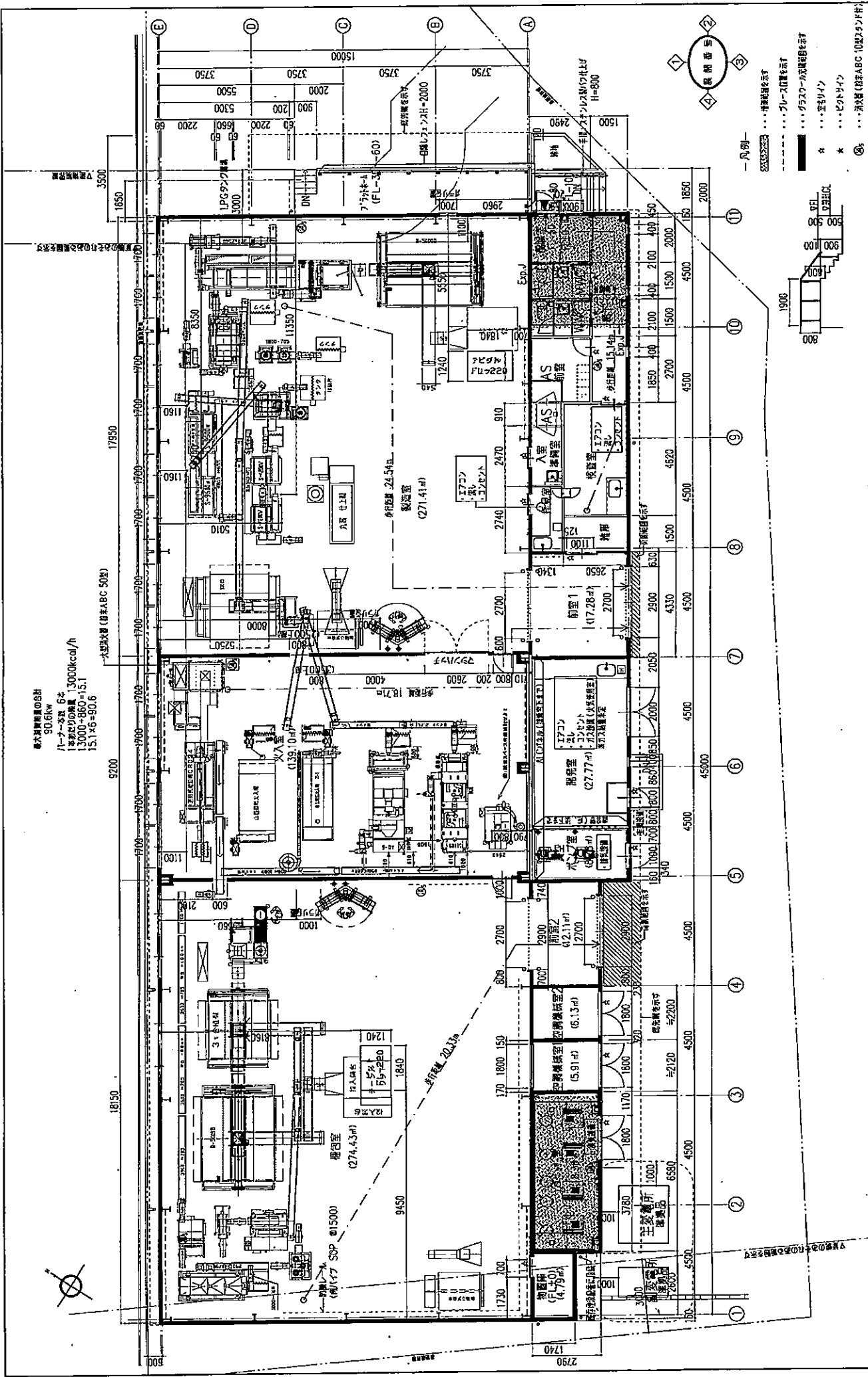
## 仕 様 書

- 1 品 名 : 色彩選別設備一式 及び 茶焙煎設備一式
- 2 数 量 : 下記一覧参照
- 3 基準品 : 下記一覧参照
- 4 仕 様 : 下記一覧参照
- 5 納入期限: 令和 3年 4月 20日
- 6 納入場所: 静岡県掛川市板沢 523-1
- 4 担当者 : 丸山製茶株式会社  
山下 茂

番号	工 程	機械名	台数	内 容 (仕 様)
1	異物除去工程	色彩選別機	1台	<ol style="list-style-type: none"><li>1. カラー、モノクロ、葉緑素カメラによる画像処理を行うことにより、茶に混入している異物を色で識別し、確実に除去する機能を有していること</li><li>2. 服部製作所製 UDS2-4CMF-F と同等の能力・機能を有する設備であること</li></ol>
2	焙煎工程	焙煎機	1台	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 乾燥ドラム・火入れドラムからなる2層式の焙煎機。 (それぞれのドラムが独立し変速出来ること)</li><li>2. 乾燥程度の火入から焙茶付近の焙煎まで可能である事。</li><li>3. 少量でのテスト的な焙煎が可能である事。</li><li>4. 横山製作所製 焙煎機 DS-2 と同等の能力・機能を有する設備であること</li></ol>

最大消費電力の合計  
90.6kW  
 ハーゲン管 6本  
 必要熱力の消費量 1,300kcal/h  
 1,3000-860=5.1  
 15.1×6=90.6

入浴水加熱 (8本ABC 50本)



設計者	3013	設計者	01.05	施工者	丸山製茶 (株) 第一工場 改修工事	図番	D07
監理者	1 建築士事務所 218820号	推進者	丸山 吉利	監理者	丸山製茶 (株) 第一工場 改修工事	縮尺	(A2) 1/100 (A3) 1/140
作成者	1 建築士事務所 218820号	監理者	丸山 吉利	作成者	丸山製茶 (株) 第一工場 改修工事	平面図	
作成者	1 建築士事務所 218820号	監理者	丸山 吉利	作成者	丸山製茶 (株) 第一工場 改修工事	縮尺	(A2) 1/100 (A3) 1/140
株式会社 エー・アイ・エー 総合設計							

入札参加資格確認申請書

令和 3年 月 日

丸山製茶株式会社

代表取締役 丸山勝久 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。  
なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、次の事柄について、該当しないことを誓約し、参加資格確認のため、必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾いたします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

記

- 1 公告日 令和 3年 3月 19日
- 2 購入物品 輸向け施設整備事業機械設置工事  
色彩選別設備、及び茶焙煎設備
- 3 納入場所 静岡県掛川市板沢 523-1

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

## 入 札 書

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

1. 件 名 丸山製茶株式会社 輸出向け施設整備事業機械設置工事
2. 納入場所 静岡県掛川市板沢523-1

上記により、輸出向け施設整備事業機械設置工事に係る競争契約入札心得書承諾の上、入札いたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称  
氏 名

印

代 理 人  
氏 名

印

丸山製茶株式会社  
代表取締役 丸山 勝久 様

入 札 辞 退 届

年 月 日

購入物品 輸出向け施設整備事業機械設置工事  
色彩選別設備、及び茶焙煎設備

上記の入札を辞退します。

辞退理由

丸山製茶株式会社  
代表取締役 丸山 勝久 様

住 所

商号又は  
名 称

氏 名

(注) 入札を辞退するときは、遅くとも提出期限には到着するよう提出してください。

# 委 任 状

下記の事業につき \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ を代理

人と定め入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

- 1 工事名 丸山製茶株式会社 輸出向け施設整備事業機械設置工事
- 2 工事場所 静岡県掛川市板沢523-1

令和 年 月 日

発注者 丸山製茶株式会社  
代表取締役 丸山 勝久 様

住 所  
入札者 商号又は名称  
氏 名 印

別紙様式 3

令和 3年 月 日

丸山製茶株式会社  
代表取締役 丸山 勝久 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 納 入 確 約 書

今般貴殿において公告された下記納入物件につき、ご契約の節は、仕様書に定める規格の物品を、納期に遅延することなく納入する事をお約束します。

1 対象物品および数量

色彩選別設備 1式  
茶焙煎設備 1式

2 納入期限

令和 3年 4月 20日

以上



